山形県環境物品等調達基本方針

第1章 基本的事項

第1節 環境物品等の調達推進の背景、意義

1 背景

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このためには、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があり、我々の生活や経済活動を支える物品、役務及び各種契約(以下「物品等」という。)について、価格に加え環境配慮の観点を含めて総合的に評価し、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていくことが必要である。

平成12年5月には、国等による環境物品等の調達の推進を義務付けた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が制定され、平成19年5月には、国等による温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を義務付けた「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法)も制定された。

本県においては、平成23年5月に策定した山形県環境保全率先実行計画(第3期)において、グリーン購入の推進を位置付け、環境負荷の低減に資する物品及び役務の調達に取組んできたところであるが、令和3年3月に策定した環境保全率先実行計画(第5期)においても、環境に配慮した購入・契約の推進を位置づけ、環境負荷の低減及び温室効果ガス排出量削減に資する各種契約についても推進していく。

2 意義

環境負荷の低減に資する物品、役務及び各種契約(以下「環境物品等」という)への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給面からの取組を促進するとともに、環境物品等の優先的調達を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的調達は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の調達を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものであり、職員の身近な環境保全活動の第一歩となるものでもある。

このような環境物品等の優先的調達と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国や県が果たす役割は極めて大きい。

国や県が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、県民、事業者、市町村へも取組の輪を広げ、国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。

第2節 目的

この基本方針は、ゼロカーボン社会の実現に向けた、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資するため、県の事務事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画

的に推進するための基本的事項を定めるものとする。

また、この基本方針に則して、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 第 10 条及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関す る法律第 11 条の規定に基づき、毎年度、本基本方針における環境物品等の調達方針を 策定するものとする。

第3節 対象とする範囲

知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、各委員会事務局 (各出先機関を含む)

第4節 用語の定義

1 環境物品等

次のいずれかに該当する物品、役務又は契約をいう。

- ① 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品
- ② 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い 排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部 又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- ③ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に 資する役務
- ④ 温室効果ガスその他環境への負荷(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第 二条第一項に規定する環境への負荷)の原因となる物質の排出の削減に配慮した 契約
- 2 特定調達品目 重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類をいう。
- 3 特定調達物品等 特定調達品目ごとにその判断の基準を満たす物品及び役務 (グ リーン購入法適合品) をいう。

第2章 基本的考え方

第1節 環境物品等の調達推進の基本的考え方

1 調達総量の抑制

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分検討し、調達総量の抑制に努めるものとする。

【主な検討事項】

- ① その物品は本当に必要な物品か(ないと業務に支障をきたすか)
- ② 今ある物品を修繕して使えないか
- ③ その物品は所属内等に在庫がないか
- ④ 調達しようとしている物品の量は適正な量か

2 物品等のライフサイクル全体への配慮等

物品等の選択に当たっては、価格や品質はもとより環境保全の観点を重視し、資源 採取から廃棄にいたる、物品等のライフサイクル全体又は契約遂行過程についての環 境負荷の低減を考慮した選択に努めるものとする。

【主な判断基準】

- ① 製造・流通・使用・廃棄の各段階で資源やエネルギーの消費がより少ないこと
- ② 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- ③ 環境汚染物質等の使用、排出がより少ないこと
- ④ 長期使用、再使用、リサイクルが可能なこと
- ⑤ 再生された素材や部品を多く利用していること
- ⑥ 廃棄時の環境負荷がより少ないこと
- ⑦ 価格は、ライフサイクル全体のコストも考慮し、同類製品に比べてあまり高くないこと。

3 適正使用、分別廃棄等の推進

調達した物品等については、適正使用、長期使用、分別廃棄等に留意し、環境への負荷が着実に低減されるよう努めるものとする。

4 情報通信技術の活用による調達

環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用した非対面業務への切替えに伴う調達においては、物品等の調達総量とエネルギー 消費量の増大を招かないよう十分に検討のうえ、実施に努めるものとする。

5 環境物品等に関する情報の活用

環境物品等に関する情報については、エコマークなど各種環境ラベルや製品の環境 情報をとりまとめたデータベースなど、さまざまなところから多様なものが提供され ている。このため、提供情報の信頼性や手続きの透明性など当該情報の適切性に留意 しつつ、各種の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の 調達に努めるものとする。

第2節 重点的調達の推進

県が重点的に調達する特定調達品目の対象・基準は次のとおりとする。

- 1 毎年、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達 品目で、同基本方針の判断の基準等に合致するもの
- 2 国の「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」を参考として、毎年度別に定める県の調達方針に定める特定調達品目で、同基本方針の契約方式を参考として同調達方針に定める基準に合致するものこれらの環境物品等の調達については、2の調達方針に目標を定め推進するものとする。

なお、この他必要に応じて重点的に調達を推進すべき品目や判断の基準を加えるなどして、環境物品等の調達の一層の推進を図るものとする。

また、山形県リサイクル製品認定制度(平成14年11月創設)の認定製品又は県産品(製品及び製品の原材料、部品となるもの)のうち判断の基準を満たすものについては、優先的に調達するよう努めるものとする。

第3章 推進体制等

第1節 推進体制

この基本方針は、やまがたECOマネジメントシステムの組織体制を活用して推進するものとする。

第2節 点検、実績の把握等

- 1 物品等の調達時の点検、指導
 - (1) 物品・役務の調達
 - ① 物品等の調達に当たっては、物品購入依頼担当者は、当該物品等が特定調達物品等であるかどうかを確認し、物品購入依頼書等に特定調達物品か否かを記入するものとする。真にやむを得ず判断基準に適合しない物品等の調達を依頼しようとする場合には、物品購入依頼担当者は、物品購入依頼書等にその理由を付して決裁を受けるものとし、契約担当者はその事由を確認するものとする。
 - ② 契約担当者は、特定調達物品等であるかどうかの記入の確認、特定調達物品等の調達指導を行うものとし、また、必要な情報の提供に努めるものとする。
 - (2) (1)以外の各種契約
 - ① 担当者は、当該契約が特定調達物品等であるかどうかを確認し、真にやむを 得ず判断基準に適合しない契約をする場合には、契約の起案書等にその理由を 付して決裁を受けるものとする。

2 実績の把握

各課室等において、各年度の実績について集計し、各部局主幹課等を通して、年間 実績分を翌年度4月末日までやまがたECOマネジメントシステム事務局に報告する ものとする。

附則

- この基本方針は、平成14年3月14日から施行する。
- この基本方針は、平成15年6月12日から施行する。
- この基本方針は、平成18年4月 1日から施行する。
- この基本方針は、平成20年4月 1日から施行する。
- この基本方針は、平成21年4月 1日から施行する。
- この基本方針は、平成22年4月 1日から施行する。
- この基本方針は、平成23年5月31日から施行する。
- この基本方針は、平成28年4月 1日から施行する。
- この基本方針は、令和 3年4月 1日から施行する。